

<報道関係各位>

慶應義塾大学医学部 坪田一男

「洗眼用水道水の塩素消毒で、眼の障害を引き起こす可能性」

水泳後に水道水で洗眼すると、眼に悪影響がでる可能性があるので子供たち全員に義務づけることは再考した方が良いのではないかと一部眼科医は学校保健の場に申し入れている。しかし、学校教育の場では、学校保健法で洗眼の規定があるため、学校単位で中止をすることは難しいのが現状である。今まで、塩素により消毒されているプールの水や水道水が、眼にどのような影響を与えるか証明した研究は今まで発表されていなかったが、今回、慶應義塾大学医学部眼科の坪田教授のチームの石岡みさき医師（両国眼科）らが、塩素消毒剤溶液が眼表面に悪影響を起こすことを眼科英文雑誌 Cornea に報告した。

通常プールや水道水は塩素消毒剤を用いて、その衛生状態を保っている。プールと同じ濃度に消毒された溶液は、角膜上皮障害を起こすだけでなく、角膜上皮バリアーも破壊してしまう。角膜上皮障害を起こすと、充血、異物感、視力低下といった眼の症状が現れる。また水道水は眼表面を保護している粘液のムチンをも洗い流してしまうことが証明された。ムチンは、涙の安定性および感染防御に関連する非常に大切な糖タンパクである。そして、プールの水で角膜上皮バリアーが破壊されたところに水道水で眼を洗えば、ますます眼に障害が起きると考えられる。自覚的な眼の症状が起きるだけでなく、細菌やウイルスに感染しやすい状況を作り出してしまうのである。規定濃度の塩素消毒剤が使用されているプールでは、水泳後の洗眼をやめて、むしろゴーグルで眼を守るなどの方法を採用していた方が良いと思われる。

本発表資料のお問い合わせ先

慶應義塾大学医学部眼科学教室 担当：加藤直子

Tel: 03-3353-1211